

令和7年度保育所入所のご案内

芝山町こども保健課子育て支援係
0479-77-1897

- ・ 保育所の申込は、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、「保育の必要性の認定」に係る申請を兼ねています。
- ・ 保育の必要性が認定されると「支給認定証」が交付されますので、紛失しないよう卒園まで大切に保管してください。（「支給認定証」は、保育の必要量について交付されるものであり、入所の可否とは関係ありません。）

1. 保育所とは

保育所は、保護者の就労や病気等の理由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育するための児童福祉施設です。ご家族の中で保育にあたる方がいる場合は入所できません。

「集団生活になれさせたい」「小学校の入学準備のため」等の理由では入所できません。

<令和7（2025）年度 クラス年齢早見表>

クラス	生年月日
5歳児	平成31（2019）年4月2日～令和 2（2020）年4月1日
4歳児	令和 2（2020）年4月2日～令和 3（2021）年4月1日
3歳児	令和 3（2021）年4月2日～令和 4（2022）年4月1日
2歳児	令和 4（2022）年4月2日～令和 5（2023）年4月1日
1歳児	令和 5（2023）年4月2日～令和 6（2024）年4月1日
0歳児	令和 6（2024）年4月2日～ ※満7か月から入所可能

<町内保育施設一覧>

施設名	所在地	入所年齢	通常保育時間
第一保育所	新井田 63	1歳児～5歳児	午前8時30分 ～ 午後4時30分
第二保育所	大里 2737-4	7か月～5歳児	
第三保育所	新井田 445-149	1歳児～5歳児	

2. 保育を必要とする理由と保育の認定期間

保護者のいずれもが次のいずれかの理由で子どもを保育できないために、保育の必要性があると認められる場合です。

保育を必要とする理由	内容	保育の認定期間	保育の必要量
就労	月 48 時間以上の就労 ※就労予定を含む	小学校就学前まで	月 120 時間以上 保育標準時間 月 120 時間未満 保育短時間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない場合	出産予定日を基準と前後 2 か月間	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
疾病・障がい	保護者が病気や負傷、心身に障がいがある場合	治ゆ・療養が必要な期間	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
介護・看護	長期にわたり介護または看護を要する親族がいる場合	介護等が必要な期間	就労に準ずる
災害復旧	震災、風水害、その他の災害の復旧にあたってしている場合	復旧に必要な期間	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
求職活動	就労の要件を満たす仕事を探している場合 ※起業準備を含む	入所月を含む 3 か月間 ※原則として延長はできません	保育短時間
就学・技能取得	卒業後就労を目的として学校や職業訓練校へ通学している場合等	学校・訓練が修了する月の末日まで 退学した場合はその月の月末まで	就労に準ずる
DV・虐待等	DV や虐待のおそれがあること	小学校就学前までのうち必要と認められる期間	保育標準時間 (希望があれば保育短時間)
育児休業取得	育児休業前から保育の必要性があり在園していて、休業中も継続利用が必要な場合	育児休業対象児が満 1 歳になる年度の末日まで	保育短時間
その他	上記に類する状態があると町長が認める場合	小学校就学前までのうち必要と認められる期間	保育標準時間 または 保育短時間

3. 入所申込受付

◎新規入所児童の申込受付

入所希望保育所	受 付 日	受 付 時 間	受 付 場 所
第一保育所 第二保育所 第三保育所	11月16日(土)	8:30~11:30	芝山町役場南庁舎1階 (役場本庁舎 隣)

※ 新規入所児童は、受付の際、保育所長との簡単な聞き取り・面談を行いますので、児童同伴でお越しください。

※ 受付日に発熱や咳などの風邪症状がある場合は来庁を控え、在所児童の受付に準じて提出してください。

※ 受付日に都合が悪い場合も、在所児童の受付に準じてください。その場合、児童の面談は後日改めて実施します。日程は追って連絡します。

◎在所児童の申込受付

受付期間：10月17日(木)から11月15日(金)まで

※土・日・祝日を除く

受付時間：8時30分~17時15分

受付場所：こども保健課子育て支援係（保健センター内）

＜4月の入所を希望する方の流れ＞

時 期	内 容
令和6年10月16日(水)	入所申込書の配布開始（各保育所・こども保健課）
令和6年10月17日(木)	入所申込書受付開始
令和6年11月15日(金)	入所申込書の受付締切日
令和6年11月16日(土)	新規入所児童 入所申請・面談（役場南庁舎1階）
令和6年12月	支給認定審査
令和7年1月	入所審査・受入れ調整
令和7年2月中旬	認定の証交付・結果通知
令和7年3月上旬	入所予定者説明会（各保育所）
令和7年3月下旬	保育料決定通知の送付

4. 提出書類

◇給付認定申請と入所申込は同時に行います。

次の（１）～（６）のうち必要な書類をそろえて提出してください。

【入所申込児童 1 名につき1部提出するもの】

（１） 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 利用申込書

（２） 家庭に於ける生活状況調査

※アレルギーがある場合、直近の検査結果の写しも添付してください。

【入所申込児童が1名以上いる場合に1部のみ提出するもの】

（３） 家庭状況調査書（父親の状況、母親の状況、祖父母等の状況）

（４） 保育ができないことを証明する次の①～⑦いずれかの書類

・ 65才未満の同居の祖父母等についても証明書を提出してください。

・ 保育ができない理由が重複する場合、すべての理由について証明書を提出してください。

・ 保育ができないことを証明する書類は学童クラブの申請書類と兼用できますので学童クラブの申請を予定している場合は、写しをとってから提出してください。

・ 就労証明書の押印は省略することができますが、内容について疑義ある場合には就労先事業者等へ問い合わせることがあります。

また、証明書の内容について就労先事業所等に無断で作成し、または改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

- | | | |
|--------------------|-------|-------------------------|
| ① 常勤・パート等で働いている場合 | | 就労証明書 |
| ② 自営業に従事している場合 | | 自営業従事届 |
| ③ 農業に従事している場合 | | 農業従事者届 |
| ④ 母親の出産の場合 | | 母子手帳の写しまたは
出産（予定）証明書 |
| ⑤ 病人等の看護・介護をしている場合 | | 該当者の診断書 |
| ⑥ 疾病等による場合 | | |
| ⑦ その他特別な理由のある場合 | | 家庭状況申立書 |

※ 就労証明書以外の証明書等の指定様式については各保育所またはこども保健課でお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

【入所申込児童が1名以上いて、下記に該当する場合に1部のみ提出するもの】

(5) 保育料を算定するための書類

新規入所希望の方で令和6年1月2日以降に芝山町に転入した方は、次の書類を入所申込時に添付してください（両親分）。

- ・令和6年度市町村民税課税証明書（令和6年1月1日時点で住民登録がある市役所・町村役場で取得してください。）

なお、マイナンバー（個人番号）を記入することにより証明書の提出は省略することが可能となります。

(6) 状況により必要な書類（該当する場合のみ提出してください。）

児童や家庭の状況	必要な書類
食物アレルギーがある場合又はその疑いがある場合 （食物の除去が必要と診断されている場合は個別に相談）	直近のアレルギー検査結果の写し
幼稚園等に在園しているきょうだいがいる場合	幼稚園等在園証明書
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書
ひとり親世帯 （母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。事実婚を除く。）	戸籍謄本（コピー可） または 児童扶養手当証書の写し
同一世帯で障害者手帳や療育手帳を所持する人がいる場合	手帳の写し （等級・交付年月日）

提出にあたって…

提出時には必ず提出用封筒に入れ、保護者名・児童名・児童生年月日・第1希望の保育所を記入してください（3名まで記入できます）。

5. 途中入所の申込みについて

5月から翌年3月までの途中入所の申込みは随時受け付けます。

原則として、毎月1日が入所日となります。入所の際には事前に聞き取り・面談を行いますので、入所を希望する月の前月5日までに入所申込の手続きを行ってください。ただし、5日が休日・祝日の場合、翌開庁日が申込期限となります。

3月からの入所申込の手続き期限は2月分の受付と同日となりますのでご注意ください。

入所を希望する保育所の空き状況等により希望する保育所に入所できない場合があります。

入所月	申込期限	入所月	申込期限
5月	令和7年4月7日（月）	10月	令和7年 9月5日（金）
6月	令和7年5月7日（水）	11月	令和7年10月6日（月）
7月	令和7年6月5日（木）	12月	令和7年11月5日（水）
8月	令和7年7月7日（月）	1月	令和7年12月5日（金）
9月	令和7年8月5日（火）	2・3月	令和8年 1月5日（月）

6. 入所の承諾について

保護者の方から提出していただいた入所申込書等により、「保育所に入所できる基準」に該当するかどうか審査し、該当する場合は保育所への入所を承諾します。申込された順番での入所決定ではありません。

ただし、入所申込者が各保育所の定員を超える場合には、保育の必要量を指数化し、優先度の高い児童から入所を決定します。

したがって、第2希望以降の保育所に入所していただく場合もありますのであらかじめご承知おきください。

4月入所の入所承諾書・支給認定証は令和7年2月中旬頃通知する予定です。

7. 保育料について

*「9 ページ 令和7年度の保育料について」参照

0～2 歳児の保育料は、保護者の町民税所得割課税額により決定されます。

ただし、父母の町民税所得割課税額が共に非課税の場合は、同一住所に居住する（曾）祖父母等（同一住所に居住していれば、住民基本台帳上で別世帯であっても算定対象）の税額で決定します。

毎月1日に在籍している児童に対し、その1か月分の保育料を賦課いたします。

日数に関わらず欠席しても保育料をお返しすることはできません。

同一世帯に2名以上の小学校就学前のきょうだいが保育所に入所している場合、第1子の保育料は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

なお、保育料を長期に滞納されますと退所していただくことになります。

また、3歳以上児の保育料は、令和元年10月より無償化となりましたが、これまで保育料の一部として負担していただいていた副食費（おかず、おやつなど）については、引き続き保護者の方に負担いただくことになります。

8. 延長保育料について

延長保育時間は、保育標準時間に認定された方が保育時間（11 時間）を超えて預ける場合、保育短時間に認定された方が保育時間（8 時間）を超えて預ける場合に、別途、延長保育料金を負担いただくこととなります。

なお、第 2 子以降の児童でも延長保育を利用した場合は、延長保育料金を負担いただきます。

※保育標準時間認定	・・・父・母の就労時間が月 120 時間以上の世帯
※保育短時間認定	・・・父・母の就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満の世帯
〈注〉父・母の就労時間は合算しません。	

9. 給食費

3 歳児以上については、実費徴収として副食費（おかず、おやつなど）を保護者に負担いただくことになります。

- ・主食費（お米など）は、町が負担しているため保護者の負担はありません。
 - ・副食費（おかず、おやつなど）は、月額 4,000 円
- ※副食費は所得等の条件により免除になる場合があります。

0～2 歳児については、引き続き保育料の一部として副食費を保護者に負担いただくことになります。

10. その他

（1） 次の場合は必ず、速やかに届出をしてください。

届出がない場合、退所となることがありますのでご注意ください。

＜提出先：こども保健課 子育て支援係 または 各保育所＞

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ○住所が変わったとき | ○保護者の仕事が変わったとき |
| ○保護者が仕事を辞めたとき | ○職業訓練等の期間が満了したとき |
| ○家庭の状況が変わったとき（同居・別居・転居・出産・結婚・離婚等） | |
| ○第 2 子以降を妊娠したとき | ○出産後、育児休業を取得するとき |
| ○芝山町から転出するとき | ○退所するとき など |

※ 保育標準時間／保育短時間の切替えは、毎月 20 日までに提出された届出について翌月 1 日から変更されます。遡っての変更は行いません。

- (2) 次の場合には、保育の実施期間中でも退所していただきます。
- 虚偽の申込みをしたとき
 - 「保育所に入所できる基準」に該当しなくなった場合
- (3) 離婚調停、裁判中、およびDV（ドメスティック・バイオレンス）等の特別な事情により、書類が提出できない場合はご相談ください。
- (4) アレルギーがある場合
- 入所を希望する児童にアレルギーがある場合、直近の検査結果の写し等を提出してください。
- 給食やおやつで食物の除去が必要と診断されている場合には、お子さまを安全にお預かりするため、医師の記入した管理指導表等の提出をお願いすることがあります。
- (5) ならし保育について
- 保育所では、お子さまへの急激な負担を減らし徐々に環境に慣れていただくために、ならし保育を行います。
- ならし保育は年齢にもよりますが、入所初日から始まり、お子さまの様子と状況に合わせ1～2週間程度行います。期間中はお迎えの時間が早くなりますので、ご理解とご協力をお願いします。
- (6) 産休・育休から復職する場合
- 産休・育休明けまたは就労予定で申込みを行った人は、就労開始後、必ず就労証明書を提出してください。
- (7) 求職活動で入所した場合
- 求職中で申込みを行った人は3か月以内に就労を開始し、必ず就労証明書を提出してください。提出がない場合は退所となります。
- (8) 管外保育
- 芝山町外の保育施設などの利用を希望する場合、芝山町を通して申請する必要があります。
- 利用を希望する市町村ごとに「申込期限」および「申請書類」が異なりますので、お早めにこども保健課へ相談してください。